Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和 4年 3月30日 九 州 地 方 整 備 局 佐伯河川国道事務所

# 記者発表資料

件名:河川事業に伴う建設発生土の受入地募集について

~建設発生土 (±砂、岩塊玉石) は必要ありませんか?~

当事務所では、番匠川水系において、河道掘削事業を実施しています。

掘削によって発生する建設発生土については、関連工事又は他の公共事業への活用等を 行いながら工事を円滑に進めることとしていますが、今回、建設発生土の有効利用を図るため、 受入地の募集を行い、土砂の搬出を行っていきたいと考えております。

つきましては、窪地の埋立や低地の嵩上げ等の埋立(盛土)等をお考えの方で、ご所有地を 受入地として希望される方のご応募をお待ちしております。

## <別添資料>

- ■建設発生土「受入地募集の概要」
- ■建設発生土「受入申込書」 (提出書類)

#### 問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

TEL 0972-22-1880 (代表) FAX 0972-23-2799

# 建設発生土「受入地募集の概要」について

#### 1. 応募の主旨

当事務所では、番匠川において、河道掘削事業を実施します。

掘削によって発生する建設発生土については、関連工事又は他の公共事業への活用等を行いながら工事を円滑に進めることとしていますが、今回、建設発生土の有効利用を図るため、受入地の募集を行い、土砂の搬出を行っていきたいと考えております。

つきましては、<u>窪地の埋立や低地の嵩上げ等の埋立(盛土)等</u>をお考えの方で、ご所有地を受入地として希望される方のご応募をお待ちしております。

※河川内掘削土砂のため、発生土には**岩塊、玉石、礫等の混入**が予想されます。

### 2. 応募要件

(1) 応募出来る方

今後、埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有あるいは貸借されている方。(ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です。)

- (2) 土地の要件
  - ①土砂発生場所(その時の工事現場)からの運搬距離が 20km 未満の位置に存在する こと。
  - ②埋立(盛土)等土量が、原則 1.000 立方メートル程度を越えるものとする。
  - ③大型ダンプトラック (10t 車) で土砂 (岩塊、玉石、礫含む) の搬入ができること。
  - ④法律、関係条例上、埋立(盛土)等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが 完了、或いは近々に手続き完了見込であること。
  - ⑤建築物に隣接していない等、第三者に影響を及ぼさない土地であること。

#### 3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間 : 令和4年4月1日(金)~ 令和5年3月31日(金)まで

(2) 必要書類 : 次の書類を、郵送(当日消印有効)又は持込にて提出して下さい。

- ①建設発生土「受入申込用紙」→別添の用紙
- ②土地所有者の同意書(受入申込者本人の土地の場合は不要。)
- ③埋立等の許可証の写し(取得中であれば取得後提出。)
- 4.位置図、平面図、字図

#### 4. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリング等にて、運搬距離、土地の形状、 周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い、埋立(盛土)等に適した土地と認め られれば候補地となり、当事務所にて選考させて頂きます。

また、その結果に応じ、覚書を締結します。

なお、申込みいただいても、現地状況等により覚書締結に至らない場合があります。

#### 5. その他留意事項

- ①建設発生土の搬入(運搬)は、当方が行います。(無料)
- ②建設発生土の量に限りがあり、受入候補者の受入場所までの運搬距離が近い方を優先 するため、申し込みいただいた全ての箇所に搬入できるわけではありません。
- ③候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- ④搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。
- ⑤搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は申込者にて必ずお願いします。
- ⑥建設発生土搬入完了後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- ⑦搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の場所へ搬出することはできません。
- ⑧不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
- ⑨受入れ時期の明確な指定は出来ませんので、予めご了承お願いします。

## 6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14

TEL: 0972-22-1880 FAX: 0972-23-2799

担 当:河川管理課 時任又は小犬丸(内線331又は330)

※ホームページも併せてご覧下さい。

http://www.gsr.mlit.go.jp/saiki/

印

# 建設発生土「受入申込書」

郵便番号:

住

氏

所:

名:

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 殿

	建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。														
O	〇許可等を受けた事業に関する事項														
事		業	名	, 1	称										
法	令	等	Ø	名	称										
				期 及 番					年 第		月	日 号			
許	可等	の[	区域	の位	置										
許	可等	の[	区域	の面	積								平	方メー	トル
				ī 為 ) 面									平	方メー	トル
搬.	入す	る土	逊σ	総数	量								立	方メー	トル
エ	事	予	定	時	期		年	<u>:</u>	月	日	~		年	月	日
0	〇連 絡 先														
	所	属	名称	۶ :											
	担	当者	氏名	i :											
	電	電話番号:								(内線)					